

## **7・6 その他(労働協約改定交渉等)**

### **7・6・1 平成 26 年度外航労働協約改定交渉**

平成 26(2014)年 3 月 3 日、外航労務部会と全日本海員組合は、労働協約書の有効期間の更新について、協定書を締結した。

### **7・6・2 全日海との航海日当改定交渉**

第 3 回航海日当協議会での確認により、平成 25(2013)年 6 月 17 日、国税庁より非課税枠拡大が認められたことから、同年 7 月 31 日に第 4 回航海日当協議会を開催し、改訂航海日当(1 月 25 日合意)の適用時期を平成 26(2014)年 4 月 1 日とすることで合意し、確認書を締結した。

### **7・6・3 外航労務部会 協議会(安全)の開催**

「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」(いわゆる民間武装ガード法)が平成 25(2013)年 11 月に施行され、民間武装ガードを日本籍船に乗船させることが可能となった。

これに伴い、外航労務部会と全日本海員組合は協議会(安全)を開催し、平成 26(2014)年 2 月 24 日、会社は、民間武装ガードの乗船および乗組員の安全確保について責任を持つこと、そして労使が連携して万全の体制を構築することを確認した。